（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項」に改める。

（九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金の取崩しに関する省令の一部改正）

第五条　九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金の取崩しに関する省令（平成二十七年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（経営安定基金を取り崩した場合の経理の整理）

第三条　改正法附則第七条第一項の規定により経営安定基金を取り崩したときは、その取り崩した額に相当する金額を純資産の部にその他資本剰余金として整理するものとする。

附　則

この省令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）に基づき、人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十二月二十八日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―三八―一

人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十二月二十八日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―七―一九

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

別表中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十二月二十八日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四五

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の表中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十二月二十八日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二五

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十　個人情報保護委員会事務局

附　則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。